



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の解散・2件（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の監事及び清算人の退任の届出（村づくり計画課） 1
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知・6件（道路管理課） 2
- 県営都市公園の利用料金の承認・2件（都市公園課） 3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（税務課） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（税務課） 6

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告 8

告 示

沖縄県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 東風平町小城土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成31年 4月15日

沖縄県告示第183号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 具志頭村土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成31年 4月15日

沖縄県告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項及び同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり仲泊土地改良区から監事及び清算人が退任した旨の届出があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 監事

氏名	住所
----	----

比嘉正一	恩納村字仲泊115番地 1
山城昌司	恩納村字仲泊98番地 2
大城敦	恩納村字仲泊603番地

2 清算人

氏名	住所
島袋順泰	恩納村字仲泊339番地
名嘉真正浩	恩納村字仲泊405番地
大城善宏	恩納村字仲泊128番地 1
大城保	恩納村字仲泊621番地 1
長浜善章	恩納村字仲泊97番地 3
大城健	恩納村字仲泊601番地

沖縄県告示第185号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

沖縄県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 国頭村字半地地内及び大宜味村字饒波地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年10月11日から平成31年 3月25日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 名護市字幸喜地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年11月 8日から平成31年 3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 嘉手納町字水釜地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年11月14日から平成31年 3月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第189号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 浦添市及び沖縄市の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成31年 1月 8日から同年 3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第190号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 豊見城市字名嘉地から字座安まで
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年 9月11日から平成31年 3月15日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第191号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施した期間 平成30年 8月10日から平成31年 3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第192号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり首里城公園の利用料金を承認した。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 首里城公園
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 利用料金の適用年月日 平成31年 4月 1日
- 4 利用料金の額
(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 駐車場

区分	利用料金の額
大型車	1台1回につき 960円 回数券11回分 9,600円
小型車	1台1回につき 320円 回数券11回分 3,200円

(注)

- 1 「大型車」とは、乗車定員が30人以上のバス及び最大積載量4トン以上のトラックをいう。
- 2 「小型車」とは、乗車定員が30人未満のバス、乗用車、軽自動車及び最大積載量4トン未満のトラックをいう。

沖縄県告示第193号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり奥武山公園の利用料金を承認した。

平成31年 4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 奥武山公園
- 2 指定管理者 株式会社トラステック 那覇市鏡原町7番1号サンパークー松3-C
- 3 利用料金の適用年月日 平成31年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限に係る利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,740円
興行を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的広場

区分	利用料金の額

専用利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1時間につき 2,500円
		高齢者	1時間につき 1,250円
		児童・生徒	1時間につき 1,250円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額

(3) コミュニティセンター

区分	利用料金の額	
	9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）
おおきなサロン	390円	450円
ちいさなサロン	280円	320円
シャワー	1人1回につき 100円	

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、多目的広場を独占して利用することをいう。
- 3 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 4 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「一般・学生」とは、幼児、児童・生徒及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。
- 7 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 幼児

(4) 空調利用料金

種類	単位	利用料金の額
コミュニティセンター	おおきなサロン	1時間までごとに 270円
	ちいさなサロン	1時間までごとに 180円

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成31年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借（設置及び設定（仮想化構築を含む。）業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成31年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類及びコンピュータシステム用機器類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書
- ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配布場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配布場所及び入手するための手段 イの場所で配布
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県総務部税務課管理電算班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2096
- (3) 申請書等の受付期間 平成31年5月14日（火曜日）から同月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結の日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成31年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借（設置及び設定（仮想化構築を含む。）業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成31年9月2日（月曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成31年4月26日付け沖縄県公報定期第4739号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県税務事務トータルシステム用機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成31年5月14日（火曜日）から同月24日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県総務部税務課管理電算班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2096

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から契約締結の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年6月6日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁5階第2会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を平成31年6月5日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成31年5月24日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落

札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県総務部税務課管理電算班
- (2) 所在地 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成31年6月6日(木曜日)午前10時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Bids to be tendered
Lease of computer equipment for the taxation business system at Okinawa Prefectural Government
(This includes duties concerning installation ,set-up and virtualization.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Bid due date and time
June 6, 2019 (Thursday) 2:00 p.m.
(Bids sent by mail must arrive by 10:00 a.m. on Thursday June 6, 2019.)
- (5) Bid opening
Date & Time : June 6, 2019 (Thursday) 2:00 p.m.
Place : Okinawa Prefectural Government Building 5th floor, The second conference room
- (6) Division in charge
Taxation Division
Department of General Affairs
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2096

病院事業局事項

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

平成31年4月26日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

1 概要

- (1) 調達物品名 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター医療情報システム
- (2) 内容

- ア 電子カルテシステム、部門システム等の構築
 - イ システム稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入設置
 - ウ システム稼働に必要なスケジュール等の管理
 - エ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入と設定
 - オ システムの運用に必要な病院職員への研修の実施及び操作マニュアル等の作成
 - カ 本格運用までの支援
 - キ その他沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが必要とすること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで
- (4) 稼働予定日 平成32年2月1日
- (5) 契約額の目安 1,200,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 納入場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- 2 資格要件 プロポーザル参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) プロポーザル参加表明書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に支配する又はこれに準じるものとして排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 病床数300床以上の病院及び総合周産期母子医療センターを持つ病院において、電子カルテシステムを納品し、現に稼働している実績があることを証明した者であること。
- 3 選定審査及び契約 プロポーザル参加表明書により参加を表明した者に対し、企画提案書等の提出を求め、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター医療情報システム業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が整えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。
- 4 手続等
- (1) プロポーザル実施要領、プロポーザル提出書類作成要領、仕様書（5(3)において「プロポーザル実施要領等」という。）の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間 この公告の日から平成31年5月15日（水曜日）まで
 - イ 交付場所 4(5)の場所及び沖縄県立南部医療センター・こども医療センターホームページ（<http://www.hosp.pref.okinawa.jp/nanbu/>）
- (2) プロポーザル参加表明書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から平成31年5月15日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
- (3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から平成31年6月6日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出方法 4(5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るもの）により、提出するものとする。
- (4) 企画提案書等の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
- ア 日時 平成31年6月13日（木曜日）午後を予定
 - イ 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター内
 - ウ 審査結果 平成31年6月下旬（予定）に書面にて通知する。
- (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193
沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 5 その他
- (1) 手続等において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。

(3) 手続及び業務の詳細はプロポーザル実施要領等による。

6 Summary

(1) Subject matter of the proposal : Construction work and maintenance of Electronic medical records for Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center

(2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 15 May, 2019

Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 6 June, 2019

(3) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center

118-1 Arakawa, Haeburu Town, Okinawa, 901-1193 Japan

Telephone 098-888-0123

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社
〒901-1111 南風原町字兼城577番地